

チケット販売及び観覧約款

文化こうりゅう事業実行委員会（以下、「実行委員会」とする。）が開催するお笑いステージ TAnGE OMOSHÉ（以下、「イベント」とする。）におけるチケット販売条件及びその取扱い並びに観覧にあたっての遵守事項は以下のとおりとします。

第1条（目的）

本約款は、実行委員会が開催するイベントのチケット購入者様及びその入場者様（以下、併せて「利用者様」といいます。）との間におけるチケットの販売条件及びその取扱い並びに観覧にあたっての遵守事項を定め、利用者様の利便性の向上及び観覧の安全を図ることを目的とします。

第2条（本約款等の同意）

1. 利用者様は、本約款に全て同意した上でチケット購入・観覧を行うものとし、これに同意いただけない場合には、チケット購入・観覧は行えないものとします。
2. 本約款の内容は予告なく追加又は変更される場合があります、かかる場合においても利用者様からの明確な意思表示がない限り、追加又は変更された約款についても同意したものとみなします。

第3条（チケットの販売条件）

チケット購入者様につき、第6条で定める事項を行った事実が判明した場合若しくはそのおそれがある場合、又は反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します。）であることが判明した場合若しくはその事実が疑われる場合は、実行委員会はその者に対するチケットの販売を拒否することができるものとします。この場合、既に交付済みのチケットは無効となり、実行委員会は返金を行うことなく当該チケットを回収することができるものとします。

第4条（チケットの取扱い）

1. イベントのチケットを紛失した場合その他いかなる事由があろうとも発行済みチケットの再発行は行いません。
2. イベントのチケットを営利目的で第三者に転売し又は転売のために第三者に提供する行為は、一切禁止します。
3. チケットの払戻しは、実行委員会側の責めに帰すべき事由による場合及び第8条第2項にさだめる場合を除き、いかなる理由があっても受け付けることはできません。

第5条（入場時の指示）

1. イベントを実施する会場への当日の入退場については、係員の指示に従って行うものとします。
2. 公演及び観覧者の安全を確保するために実行委員会が必要と判断した場合、入場時に利用者様の衣服、カバンその他の所持物の開披及び内容の提示その他実行委員会が必要と判断する一切の措置を求めることができるものとします。

第6条（観覧中の禁止事項）

会場及びその周辺における以下の行為は、一切禁止とさせていただきます。

1. 出演タレント、会場係員その他の関係者、他の観客に対する加害行為、威嚇行為、付きまといその他迷惑行為一切
2. 出演タレント及びイベントの撮影、録音、録画
3. 開演中及び開演前後における出演タレントへのヤジ、奇声、過度な応援行為など、円滑な劇場運営を妨げ、又は他の観客の迷惑になる行為
4. 会場係員の指示に反する行為その他実行委員会の業務の円滑を妨げる行為
5. 会場敷地内又は会場周辺においてたむろし、道路をふさいだり、大声で騒いだり、奇声をあげたりするなどの迷惑行為一般
6. 爆発物・火器類・刃物・警棒・棍棒・スタンガン・スプレー類その他の危険物の持込み
7. 営業行為、宗教団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為
8. その他実行委員会関係者の指示に反する行為

第7条（入場拒否等の措置及び損害賠償）

1. 利用者様につき第3条に該当する事実が判明した場合若しくはその事実が疑われる場合、又は第4条2項及び前条に規定する行為を行い若しくはそのおそれのある場合、実行委員会は、当該利用者様の会場への入場を拒否、又は退場を命ずることができるものとします。
2. 前項により退場を命ぜられた場合、当該利用者様は、速やかに会場外へ退出しなければならず、これに従わない場合、実行委員会は会場外へ退出させるための相当な手段による強制的措置その他一切の措置を取ることができるものとします。この場合、チケットの払戻しには、一切応じることはできません。
3. 前条に規定する行為を行ったことにより、イベントの進行が妨害された場合、会場の施設が棄損した場合、又は観客等の第三者が危害を受けるなどした場合、実行委員会又は第三者は当該行為者に対し、生じた損害の賠償を求めることができるものとします。

第8条（責任の制限）

1. 会場内において、実行委員会関係者の指示に従わないことにより発生した損害については、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。また、観客同士のトラブルにより生じた損害についても、実行委員会は一切の責任を負わないものとします。
2. 天災地変、感染症などの悪疫流行、道路・鉄道・航空等の交通事情、行政による自粛要請その他実行委員会の責めに帰すことのできない事由により公演開催が不可能又は困難となった場合には、実行委員会はイベントを中止できるものとします。この場合、実行委員会は、原則として、当該中止となったイベントのチケットの払戻しを行います。他のイベントへの振替えなどについての責任を負わないものとします。また、イベントの中止・振替イベントの場合の旅費等の補償はできません。

第9条（裁判管轄）

チケットの取扱い及び会場における観覧に関連して実行委員会及び利用者様間に生じた紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

第10条（契約外事項）

本約款に定めのない事項については、誠意をもって協議したうえで対処方法を決定するものとします。